

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年5月26日

福岡アジア文化賞委員会事務局

1 公募の趣旨

本業務（仮称：福岡アジア文化賞 事前学習レクチャー等業務委託）については、受賞者の功績に関する専門性や幅広い知見及び文化事業の実績などを必要とするため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

この業務を遂行するため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

2 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

福岡アジア文化賞 事前学習レクチャー等業務委託（仮称）

(2) 請負契約等の内容

本業務は、第35回(2025年)福岡アジア文化賞の公式行事の9月開催に向けて、受賞者の功績を市民が事前に学ぶ機会を設けるとともに、受賞者や文化賞に関する情報を発信し、受賞者の活動への理解を深め、受賞者との交流機会である公式行事への関心を高めるもの。なお、業務は、福岡アジア文化賞の目的を十分理解し企画、実施すること。

※福岡アジア文化賞の目的

アジアの固有かつ多様な文化の保存と創造に顕著な業績を挙げた個人又は団体を顕彰することにより、アジアの文化の価値を認識し、その文化を守り育てるとともに、アジアの人々が相互に学び合いながら、幅広く交流する基盤をつくることに貢献すること。

① 市民向けレクチャーの開催

受賞者の活動分野に知見を持つ研究者や、福岡で発信力のあるゲストを講師に招き、受賞者の活動に理解を深める講座やワークショップを受賞者の分野（学術研究、芸術・文化等）ごとに開催する。

②メディア等を活用した情報発信

レクチャーの講師や関係者、関係機関等を含め、文化賞や受賞者に関する情報をメディアや SNS 等で発信する。

(3) 履行期間（予定）

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- (3) 本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 最近2年間、本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号。）第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号。以下同じ。）第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 公募要件

- (1) 直近5年間に、福岡市及び福岡都市圏で、アジアに関わる学術研究や芸術・文化の分野において、講座やワークショップ等の企画、運営、広報を一貫して行った実績を複数有していること。
- (2) レクチャーに参加する講師（受賞者の活動分野に知見を持つ研究者や福岡で発信力のあるゲスト等）との調整ができるよう、関係者、関係機関とのネットワークを有していること。
- (3) 関係者、関係機関とのネットワークを含め、テレビ、ラジオ等のメディアや、SNS等による情報発信が可能な人材を確保できること。

5 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年5月26日 ～ 令和7年6月9日まで（閉庁日を除く。）
午前10時から午後5時まで

② 配布場所

福岡アジア文化賞委員会事務局

（総務企画局国際部アジア連携課内）

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎8階 国際部

電話 092-711-4930

担当 中村、山守

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、仕様書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年5月26日 ～ 令和7年6月9日まで（閉庁日を除く。）
午前10時から午後5時まで

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

福岡アジア文化賞委員会事務局

(福岡市総務企画局国際部アジア連携課内)

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎8階国際部

電話 092-711-4930

担当 中村、山守

- 7 予算その他福岡アジア文化賞委員会の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積り合わせを中止する場合がある。
- 8 その他詳細は公募説明書による。